

市制施行75周年記念第37回企画展「布をまとう—古代人の衣—」

本市では、近年の調査で日本最古級となる「中筒受け」を含む機織り関連の木製品が出土しており、古墳時代の人々が、糸を紡ぎ、糸を整え、布を織っていたことが分かってきました。また、郷土博物館所蔵の酒巻14号墳出土筒袖の男子人物埴輪(国指定重要文化財)は渡来文化の影響を受けた特徴的な衣装を身にまとっていることで知られています。

展覧会では、各地の遺跡に残された糸を紡ぐ道具・布を織る道具(木製品・土製品など)や、古墳時代の衣装をよく表している人物埴輪を取り上げ、古代の人々がどのように布を作り、どのように布をまとっていたのかを紹介します。

- ▶ **期 間** 10月12日(土)～11月24日(日)※10月14日、11月4日を除く月曜日と10月15日(火)、11月5日(火)は休館
- ▶ **開館時間** 午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)
- ▶ **場 所** 郷土博物館企画展示室
- ▶ **入 館 料** 【大人】200円、【大学・高校生】100円、【小・中学生】50円
※団体割引あり

公開講演会「人物埴輪からみた古墳時代の衣服」

- ▶ **日 時** 11月4日(月)午後2時～3時30分
- ▶ **場 所** 同館講座室
- ▶ **講 師** 日高慎さん(東京学芸大学教育学部教授)
- ▶ **定 員** 80人(先着順・事前申し込み)
- ▶ **申し込み** 電話または行田市電子申請・届出サービスにより同館



筒袖の男子人物埴輪(酒巻14号墳)

学芸員による展示解説会

- ▶ **日 時** 10月19日(土)・26日(土)、11月9日(土)午後2時～※いずれも同内容
- ▶ **場 所** 同館企画展示室
- ▶ **そ の 他** 事前申し込みは不要です。
- ▶ **問い合わせ** 同館 ☎ 554—5911

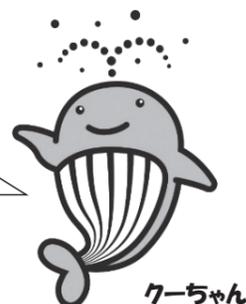
ハロウィンジャンボ宝くじが 発売されます

ハロウィンジャンボ宝くじ

- 1等…3億円×12本
- 前後賞…各1億円×24本
- ※発売総額360億円・12ユニットの場合

ハロウィンジャンボミニ

- 1等…3,000万円×50本
- 前後賞…各1,000万円×100本
- ※発売総額150億円・5ユニットの場合
- ▶ **発売期間** 9月17日(火)～10月17日(日)
- ▶ **発売場所** 全国の宝くじ売場および宝くじ公式サイト
(<https://www.takarakuji-official.jp/>)
- ▶ **抽 選 日** 10月25日(金)
- ▶ **問い合わせ** (公財)埼玉県市町村振興協会 ☎ 048—822—5004



お求めは埼玉県内の
宝くじ売り場で!

クーちゃん

地震に対する備えを 見直しましょう

9月1日の防災の日に合わせて、家の耐震化や家具の固定、備蓄品の見直しなど自分の身は自分で守る「自助」の取り組みを行いましょ。

▶ 備蓄品などの例



能登半島地震の被災写真などを展示します

市職員が能登半島で撮影した写真や災害時に必要な備蓄品の展示を行います。

- ▶ **期 間** 8月30日(金)～9月13日(金)
- ▶ **場 所** 市役所正面玄関ロビー
- ▶ **問い合わせ** 危機管理課(内線281)または行田警察署警備課 ☎ 553—0110

価格高騰重点支援給付金を支給します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、価格高騰重点支援給付金として家計への影響が特に大きい世帯(令和6年度から新たに住民税が非課税または均等割のみ課税になった世帯)に対し、「住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金」もしくは「住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金」、または「定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金(調整給付金)」を支給します。対象となる世帯には、案内を送付しますので手続きをしてください。

また、給付対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、子ども加算分も支給します。

住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金、住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金

- ▶ **支給対象** 次の全ての要件を満たしている世帯
 - ①令和6年6月3日時点で本市に住民登録している世帯
 - ②世帯全員の令和6年度住民税が非課税もしくは均等割のみ課税の世帯、または非課税の方と均等割のみ課税の方で構成される世帯
 - ③世帯全員が住民税が課されている人の扶養に入っていない世帯
 - ④令和5年度の価格高騰重点支援給付金(7万円・8万円)の対象となっていない世帯
- ▶ **支給額** 1世帯当たり10万円(給付対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合は1人当たり5万円を加算)
- ▶ **申請方法** 次のいずれかの方法で申請してください。
 - ①送付される案内書類に記載している二次元コードを読み取り、必要事項を入力の上送信
 - ②送付される給付金支給確認書に必要事項を記入し、必要書類を同封の上返信用封筒で返送
- ▶ **申請期限** 10月31日(木)(消印有効)
- ▶ **その他**
 - ・令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯は支給対象になる場合でも案内を送付することができないため、自身で申請が必要です。申請方法については、市ホームページをご覧ください。
 - ・住民税が租税条約に基づき非課税となっている方がいる世帯は対象外です。

定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金(調整給付金)

- ▶ **支給対象** 令和6年1月1日時点の住民登録者で所得税・個人住民税の定額減税可能額が減税前税額を上回る(定額減税しきれない)納税義務者
 - ※令和6年1月2日以降に本市に転入した方や令和5年12月31日以前に本市から転出した方は、1月1日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。
- ▶ **支給額** 定額減税可能額と減税前税額の差額(減税可能額が大きかった際に引ききれなかった額を万円単位に切り上げて給付)
- ▶ **申請方法** 次のいずれかの方法で申請してください。
 - ①送付される案内書類に記載している二次元コードを読み取り、必要事項を入力の上送信
 - ②送付される調整給付金支給確認書に必要事項を記入し、必要書類を同封の上返信用封筒で返送
- ▶ **申請期限** 10月31日(木)(消印有効)
- ▶ **問い合わせ** 給付金コールセンター(内線336・339)

行田市湯ったりあったか元気倍増事業 優待内容変更のお知らせ

「行田市湯ったりあったか元気倍増事業」は、市民の皆さんが市と提携している観光地の宿泊施設を利用したり、観光施設や土産物店などを利用したりする際にさまざまな特典が受けられる事業です。このたび、本事業のうち、亀の井ホテル(マイステイズホテルグループ)の優待内容に変更がありましたのでお知らせします。

- ▶ **変更前**
 - ・地域活動推進課で利用提携券を発行
 - ・宿泊当日に宿泊施設で「行田市民パスポート」と利用提携券を提示することで500円割引
- ▶ **変更後**
 - ・亀の井ホテルを含む全国のマイステイズホテルグループの宿泊施設を対象に、マイステイズ公式ホームページ(<https://www.mystays.com>)からコード番号(プロモコード)を入力して検索・予約
 - ・宿泊当日に宿泊施設で「行田市民パスポート」を提示することで10パーセント割引
- ▶ **その他**
 - ・マイステイズ公式ホームページからの予約のみが対象となります。電話予約は対象外となりますのでご注意ください。
 - ・コード番号(プロモコード)は、地域活動推進課で配布しているチラシに記載してあります。(電話確認不可)
- ▶ **問い合わせ** 同課暮らし安心担当(内線252)

